

## 資料4. 課題及び評価項目の抽出

---

## 現時点の課題整理 1

### 評価される点

- ・認知症デザインの主要なポイントを体系的に導入することができた。
- ・認知症デザイン導入は、全国でも先進的な取り組みである。
- ・施工業者への勉強会を実施するなど、バリアフリー化推進だけでなく、認知症に関する市民の理解促進に寄与する取り組みとなっている。
- ・デザイン導入の対象は、自主的な製品開発にも広がっている。
- ・認知症というテーマで、複数の部署・関係者が横断的に連携でき、関わった人たちへの啓発とつながった
- ・市民やメディア（テレビ、新聞、ネットニュース等）の関心の高いテーマであることがわかった

### 改善の余地がある点

- ・認知症デザインのコンセプトの理解不足
  - ・既存の設計方針と導入したポイントの調和ができない箇所があった
  - ・全体のデザインの統一性に欠ける部分が出た
- ・認識のズレ
  - ・細部で意図したものと違う形で導入されたり、導入の検討が漏れてしまったものが出た
- ・介入時期の遅れ
  - ・導入できる内容が限定的、部分的となつた
  - ・予算組みの後であり、変更は追加事項となり、費用の増加につながった（予算作成時に検討すれば費用増加につながらない）

## 現時点の課題整理 2

### 細部で発生した課題の例

#### A) 色(明度)の組み合わせ

- どこにコントラストをつけるか。
- コントラストがついているかの判断基準はLRV値で30以上の差。ただ、日本では標準化していないためにLRV値の使用が難しい。
- コントラストをつけることと全体の調和を考える必要ある。

#### B) サインと目印の活用

- 文字とピクトの大きさをどのように決めたら良いかわからない。
- トイレ以外で認知症の人適したピクトはないのか。
- サインの配置や高さはどうしたら良いか。
- サインや案内図の情報の配置は何が適切か。

#### C) 明るさの調節

- 照度の基準は何に従えば良いか。
- 眩しさへの配慮はどうしたら良いのか。
- 照度の急激な変化にはどのように対応できるか。

#### D) 親しみや安心感への配慮

- 視覚的に混乱をしない情報量や情報の配置はどうしたら良いか。
- 騒音への配慮にはどのようなものがあるか。
- 誤認に繋がらない模様は何か。
- 植栽は必要か。

#### E) 安全な屋外空間

- 建物内外の出入りをスムーズにするためにはどうしたら良いか。
- 歩道はどのような色・素材が適しているか。
- トイレの場所がわからない。
- 休憩のためのベンチの配置はどうしたら良いか。

## 課題の具体例

- 文字とピクトの大きさをどのように決めたらいいかわからない。
- サインの配置や高さはどうしたら良いか

課題のある事例



- ピクトグラムが混在している。
- その結果、情報量が過剰になり、ごちゃごちゃしている。

好事例

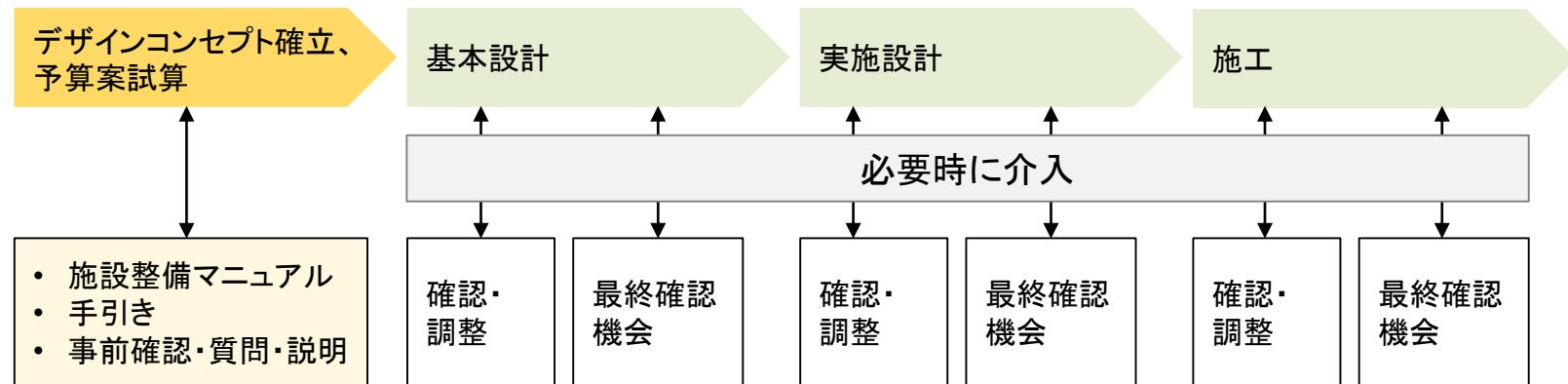


- デザインが統一されている。
- 情報の優先順位がつけられている。
- 情報量は最低限に抑えられている。



## 導入プロセス：理想

- ・ 基本設計開始前、予算試算前に導入するデザインの項目が明確になっており、デザインとして全体と統一された形で、計画されると良い

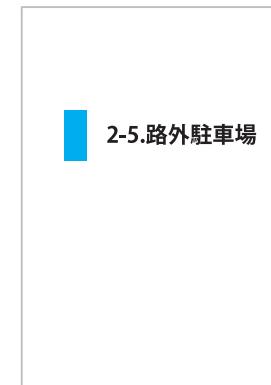
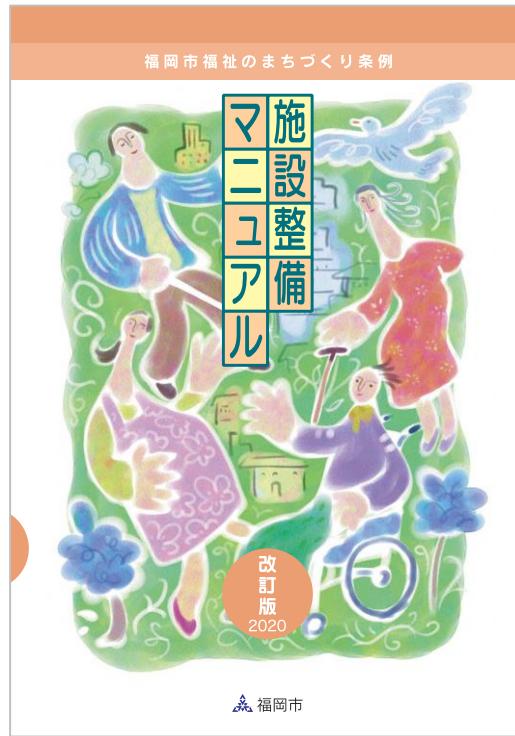


## 評価項目の抽出

---

## 施設整備マニュアル

- 福岡市では、「福岡市福祉のまちづくり条例」及び「同条例施行規則」を施行し、多くの人が利用する建築物や旅客施設、道路、公園などの対象施設を新設又は改修する際に、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、施設整備を進めるための基準を定めている
- 主に6つの分野(建築物、交通機関の施設、道路、公園、路外駐車場、開発行為に係る施設)に分かれて基準が定められている



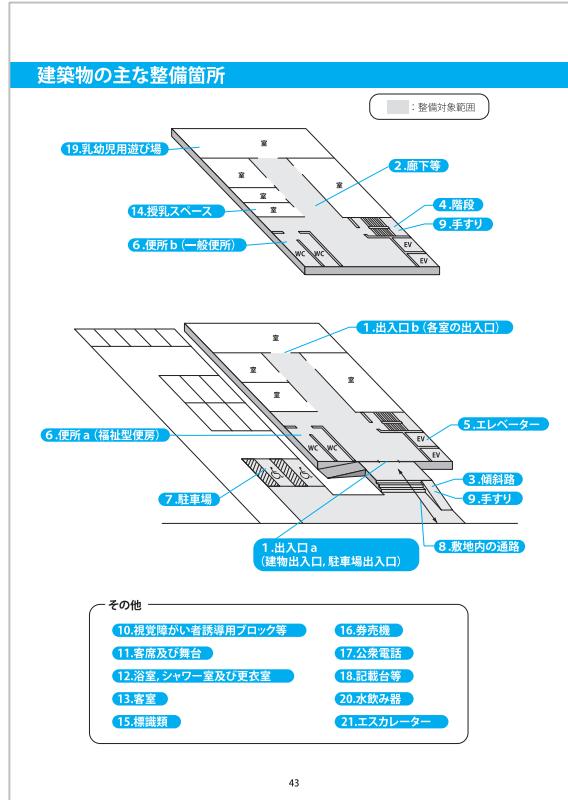
出所:「福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」

## 施設整備マニュアルの構成

- 各分野内で大項目(整備箇所)、中項目(整備項目)、小項目(説明文章)に分けられる
- 小項目(説明文章)は、整備基準、誘導基準、標準的な整備内容、望ましい整備内容にさらに分けられる

### 例. 2-1 建築物

#### 大項目: 整備箇所



#### 中項目: 整備項目

**設計編【建築物】**

## 2.廊下等

**設計のポイント**

- 廊下等とは、廊下その他のこれに類するものです。
- 廊内の道路は、利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならず、なるべく距離が短くなるよう考慮する必要があります。
- 複数の廊下や階段も安全に通行できるように、車いすや松葉杖の使用者に支障のない幅員を確保するとともに、段差がある場合は傾斜路等により段差を解消します。さらに、必要に応じて手すりや車いす当たり、休憩スペース等を設けます。
- 必要な幅員に配慮し、柱で把縫できないような突出物や柱型をできるだけ設げないことが必要です。

**整備項目**

**整備の対象**

- 建物出入口又は駐車場出入口から各室に至る経路を対象とします。

**留意事項**

- 整備基準では、床面の仕上げ及び段についてすべての経路の整備を求め、1以上の経路(移動等円滑化経路)について、車いす使用者が通行可能な幅員、傾斜路等や視覚障がい者の通行に配慮した整備を求めています。誘導基準では、すべての経路の整備を求めています。
- 從業員専用通路等は対象外です。
- 視覚障がい者誘導用ブロック等は、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。

58

#### 小項目: 説明文章

**壁面** (説明)

壁面には、突出物を設けないものとします。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じます。

- 壁面には、床以上35cm程度の位置まで壁を傷めないために柱いす当たりを取り付けることが望まれます。
- 曲がり角では、切りまたは面取り等により危険防止の配慮をすることが望されます。

**視覚障がい者の通行に安全上支障がない例**

左記以外の場合は柱で感知できる措置が必要です

**柱で感知できる措置の例**

左記以外の場合は柱で感知できる措置が必要です

**隅切り、面取り等の例**

30cm以上

**車いす当たりの例**

35cm程度

**9. 休憩設備** (説明)

施設利用者が休憩できる設備を適切な位置に設けます。

\*「休憩するための設備」とは、必要に応じて人の通行の邪魔にならない位置に休憩用ベンチ等を設けることです。

63

## 施設整備マニュアルでの示し方

- 大項目(整備箇所)、中項目(整備項目)、小項目(説明文章)のどのレベルで認知症の人にもやさしいデザインの項目を入れていくかを検討していくことになる
- 数値基準で示すものと表現で示すものの大きく2つの示し方となる

### 例. 2-1 建築物

#### 2. 廊下等

**8. 壁面**  
[説2(1)工]

壁面には、突出物を設けないものとします。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じます。

◆壁面には、床以上35cm程度の位置まで壁を傷めないために車いす当たりを取り付けることが望れます。

◆曲がり角では、隅切りまたは面取り等により危険防止の配慮をすることが望れます。

**視覚障がい者の通行に安全上支障がない例**

左記以外の場合は柱で感知できる措置が必要です

**柱で感知できる措置の例**

床から65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出部分を10cm以下とします

**9. 休憩設備**  
[説2(1)オ]

施設利用者が休憩できる設備を適切な位置に設けます。

\*「休憩するための設備」とは、必要に応じて人の通行の邪魔にならない位置に休憩用ベンチ等を設けることです。

○:整備基準 ●:説明基準 ○:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説

**4. 標識の掲示**  
[説4(1)工・説6(1)工]

○◆福祉型便所が設けられた便所の出口又はその附近にその旨を表示した標識を掲示します。

◆建物内に福祉型便所の位置をわかりやすく表示し、誘導することが望れます。

◆便所の出入り附近には、福祉型便所内部の構造が分かるよう、簡略化した平面図を表示することが望れます。

◆標識は、JIS Z 8210に合わせたものとします。

**5. 設置位置**  
[説6(1)オ]

○◆福祉型便所のない便所は、福祉型便所のある便所に近接した位置に設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①福祉型便所のない便所に、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便所が1以上設けられている場合

◆車いす使用者が円滑に利用できるように、便所の位置や廊下の使い方に配慮します。

◆福祉型便所を備えた便所は、建物出入口の近くで、わかりやすく利用しやすい場所に設置することが望れます。

◆福祉型便所は便所内の出入口附近に設置し、便所の出入り口からのアプローチを確保することが望れます。

**男女兼用の福祉型便所** **男女別に福祉型便所を設けた例**

○:整備基準 ●:説明基準 ○:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説

**1. 設置位置及び仕様**  
[説7(1)工・説7(1)オ]

○◆標識類は、見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮します。

◆わかりやすい文字、記号、図等で表記し、地色と明度の差の大い色とします。

\*「見やすく理解しやすい」とは、文字は大きく表示し、記号、図等はピクトグラムで統一することを考えられます。(色は3.3資料編(P38)参照)

また、色にいわゆる「もの」のを使います。

\*文字は色によつては見にくく人もいます。ピクトグラムを併用することで効率的に情報を伝えることができます。

△照明天具を内蔵したものが見やすさに優れています。

△色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持つため、案内表示等をデザインするにあたっては、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが望まれます。

△色弱者の見え方は、一般色覚者の見え方とは異なります。例えば、光度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴があります。案内表示等の使い方にについて、「△ 色覚に障がいのある人の見え方」(P38参照)を参考に背景色、対比させる場合の色の選択が求められます。

◆誘導サイン類は、目的の場所までの距離を併記することが望まれます。

**6. 便所(福祉型便房)**

\*「達成に配慮された便所」とは、「6. 便所(一般便所)」が整備されたものです。

△色で識別する案内表示等では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合などがあるため、案内表示に文字による説明を併記したり、模様や線種の違いを併記する等の配慮を行います。

△案内表示やボタン等の設備のデザイン、設置の際には、背景色とのコントラストで認識する必要があります。

△表示内容は、JIS Z 8210に定められていますときは、これに適合させます。

◆照明天具を内蔵したものが見やすさに優れています。

◆色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持つため、案内表示等をデザインするにあたっては、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けすることが望まれます。

△色弱者の見え方は、一般色覚者の見え方とは異なります。例えば、光度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴があります。案内表示等の使い方にについて、「△ 色覚に障がいのある人の見え方」(P38参照)を参考に背景色、対比させる場合の色の選択が求められます。

◆誘導サイン類は、目的の場所までの距離を併記することが望まれます。

**15. 標識類**

\*「見やすい高さ」とは、車いす使用者に配慮して110cm程度とします。

\*「十分なスペース」とは、車いすが回転できるスペース(直径150cm以上)です。

△高齢者、障がい者等の通行の支障とならない位置に設けます。

△車いす使用者が見やすい高さに設けます。

△周囲には、車いす使用者が容易に近づけるような、十分なスペースを確保します。

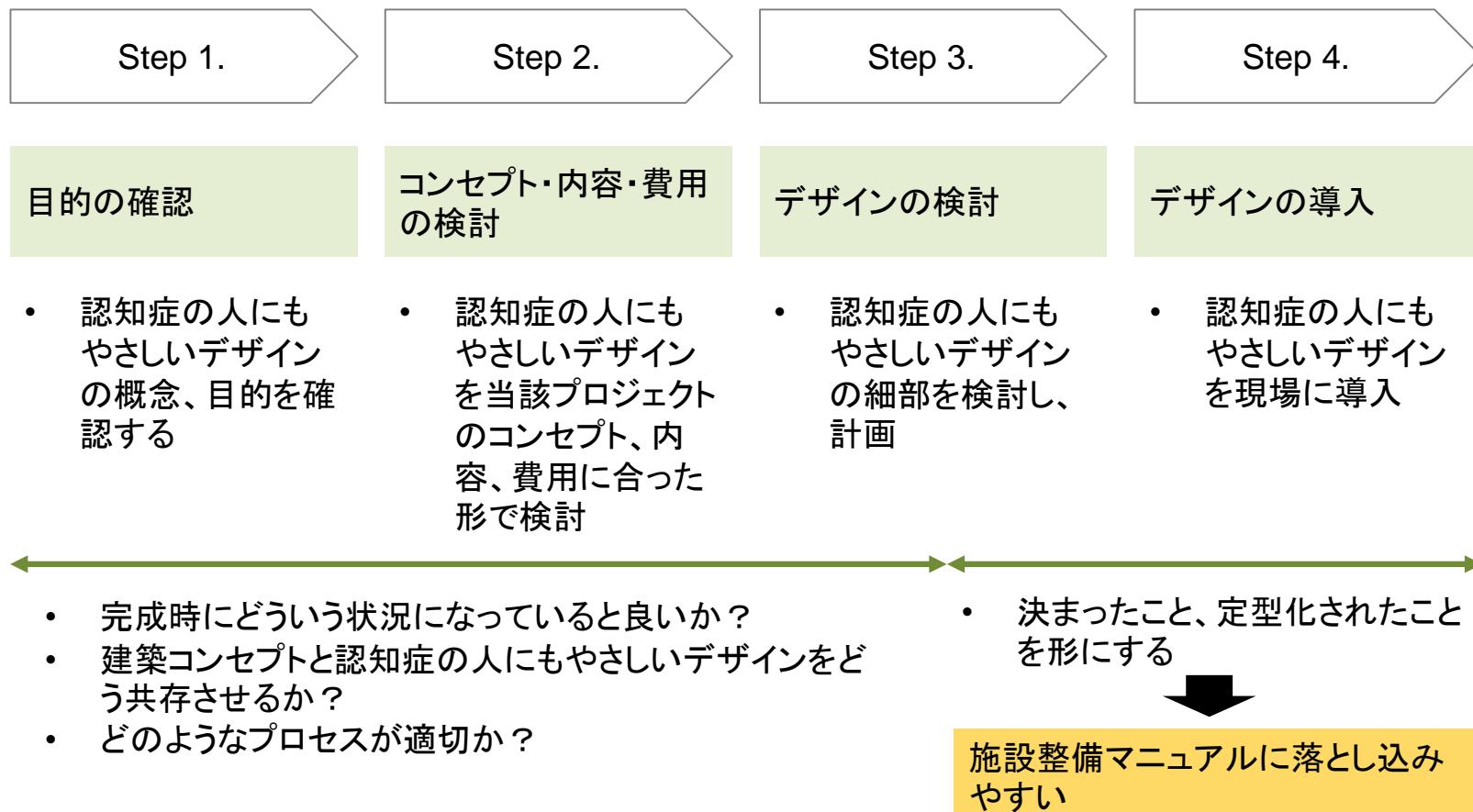
◆突出型の室名札を設ける場合は、視覚障がい者の通行上支障とならない高さに取り付けることが望まれます。

◆トイレやエレベーターなどの利便施設への誘導案内は、建物の外の場所からでも分かりやすい位置・高さに設置することが望まれます。

○:整備基準 ●:説明基準 ○:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 \*:語句の解説

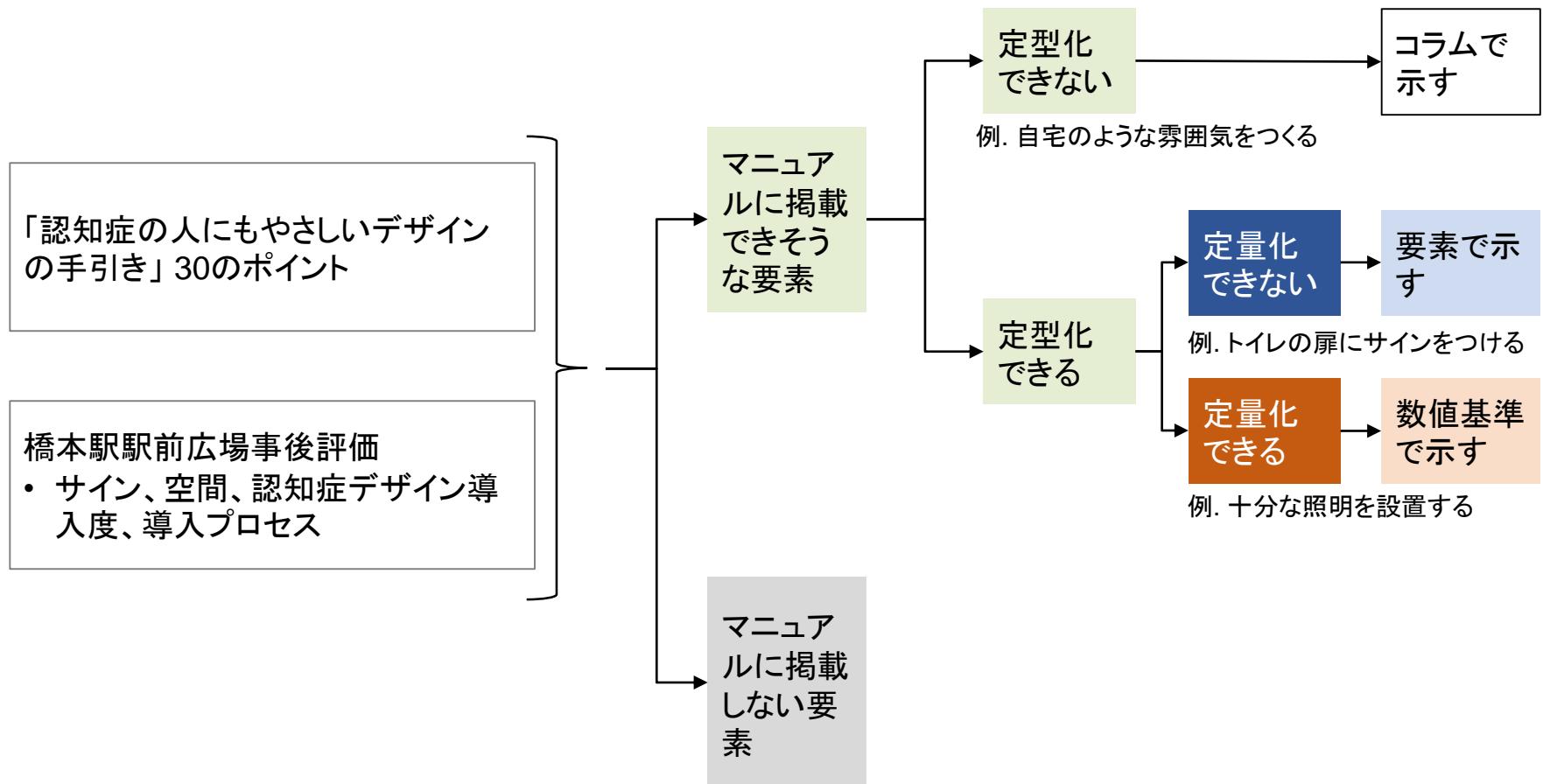
## 施設整備マニュアルに落とし込む際のポイント

- 認知症デザインの必要性を感じ、導入に賛同してもらえる内容であることが必要
  - 整備担当者にわかりやすく、使いやすい具体的な内容とすること
  - なぜこうするのか納得できるように根拠を示すこと



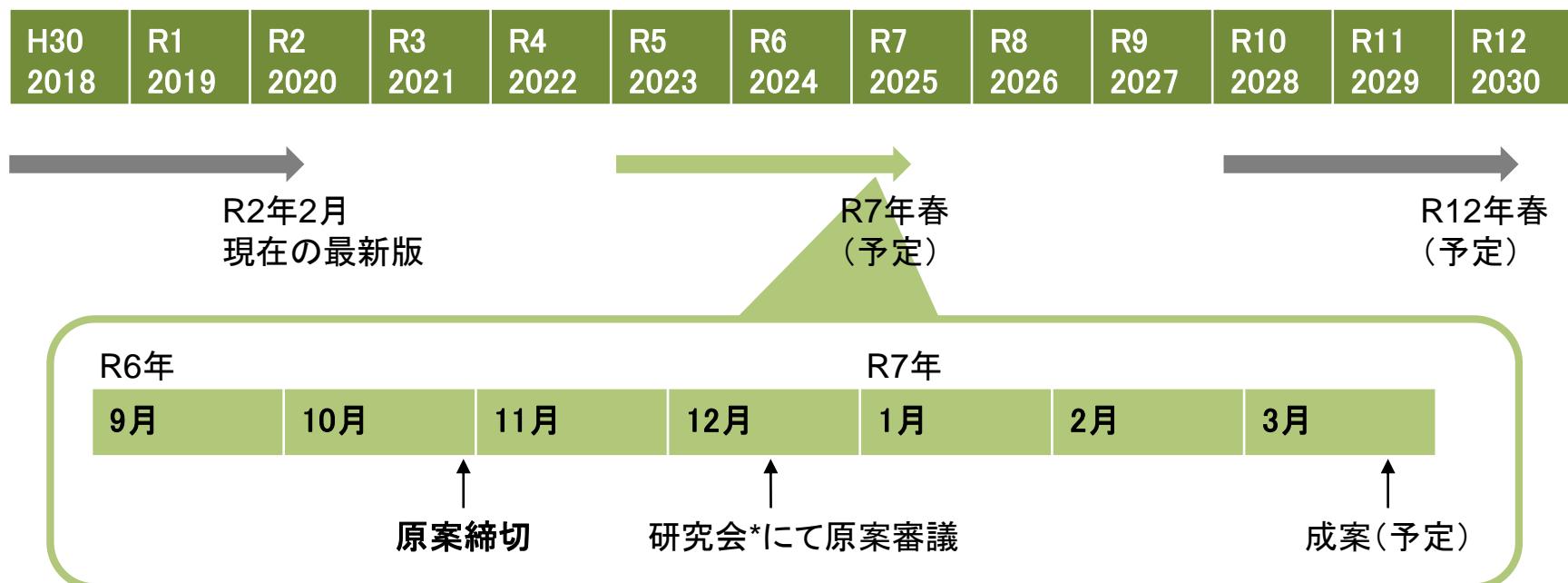
## 評価項目抽出の方針

- 手引きの30のポイントをベースとして、橋本駅駅前広場の事後評価の結果も加味して、要素に落とし込み、その後、定型化できるもの、できないものにわける
- 定型化できるもので、定量化できるものは数値基準で示し、定量化できないものは要素で示す



## 施設整備マニュアルの改訂サイクル

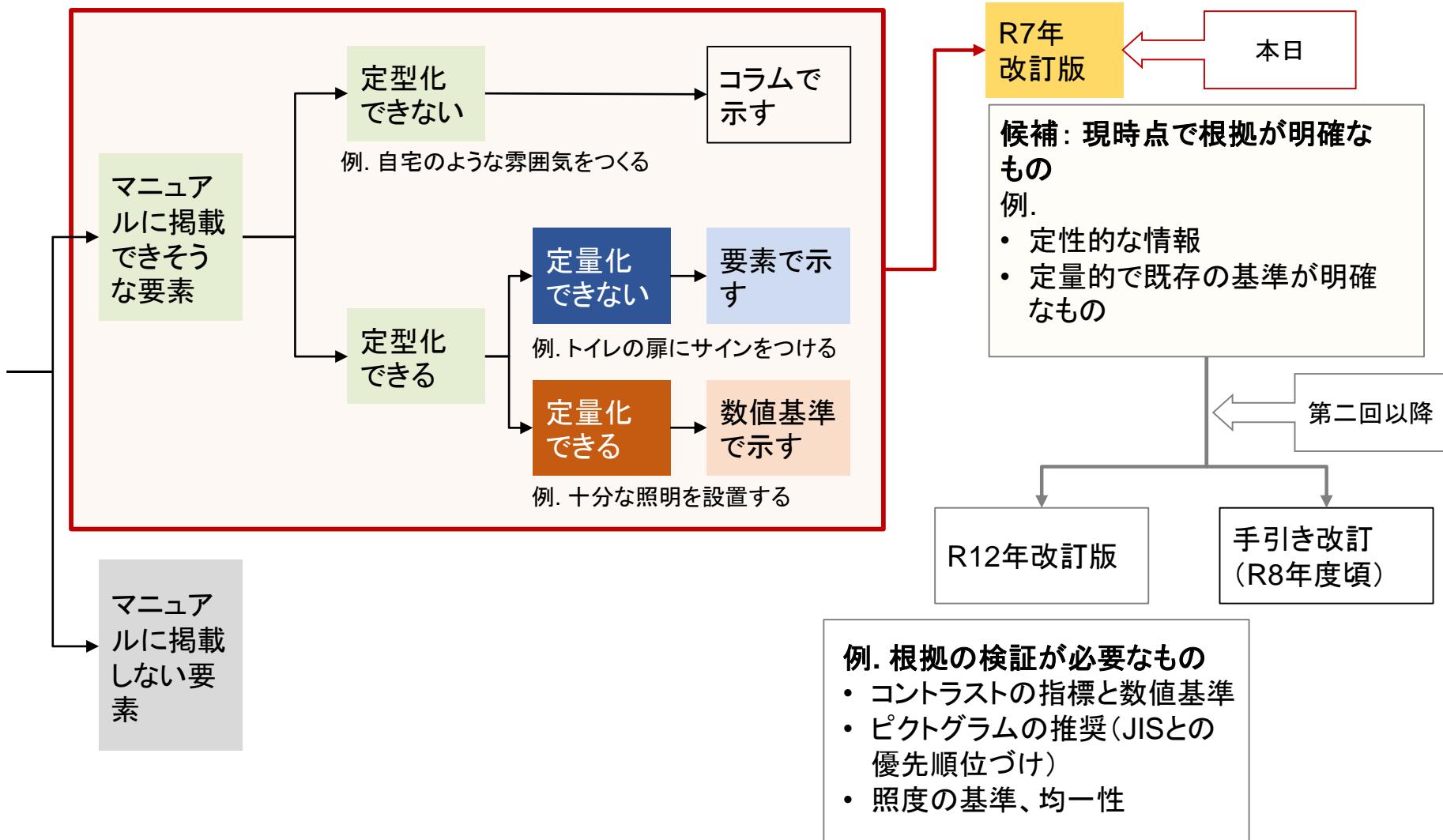
- 施設整備マニュアルは、5年に1回改訂される
- 直近の改訂は、R7年2月(予定)で、その次はR12年2月(予定)である
- 認知症が喫緊の社会課題であり、福岡市が全国に先駆けてモデルを示す立場にあると考えると、R7年の改訂時に記載できるものは記載し、その他をR12年の改訂時に記載する対応が望ましい
- その場合、R6年10月末までに原案を提出



\*福岡市バリアフリー整備研究会

## 評価項目抽出の進め方

- R7年とR12年の2段階に分けて、評価項目の原案を提出



## 定型化できる事例紹介

---

## A. 色(明度)の組み合わせ

明度のコントラスト(基準): LRV(光反射率)で確認する

ポイント

1

コントラストあり:

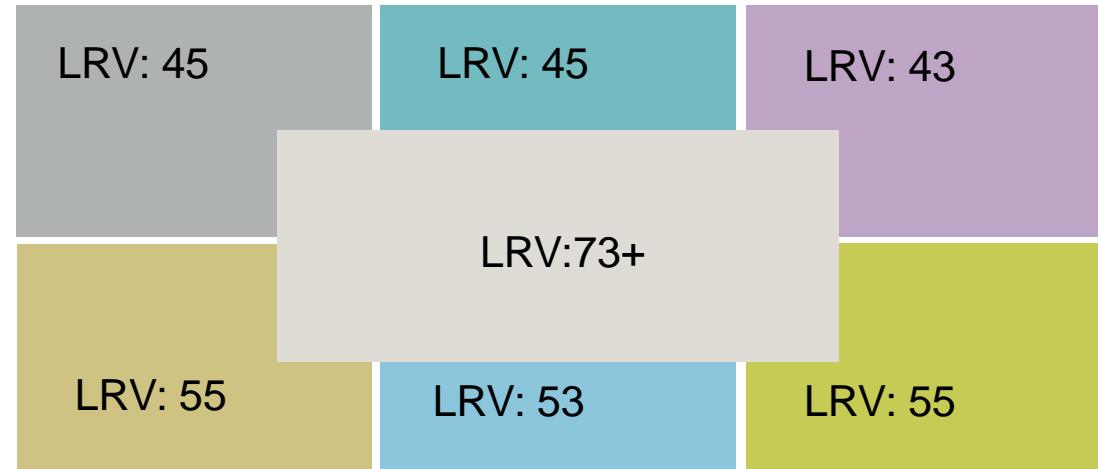
- LRVの差が30以上(推奨は30以上だが、照度が200ルクス以上の場合には20以上でも可)
- 一般利用者に使用して欲しいドアや認識して欲しい空間に使用
- 例えば、トイレや居室のドア、床と壁、床と家具など

ポイント

2

コントラストなし:

- LRVの差が10以内
- 床や地面を統一したり、一般利用者に使用して欲しくないドアに使用
- 例えば、床全体、スタッフ用のドア(事務室など)など



前面と背面の色にはコントラストがある。背面の色はそれぞれ違うがコントラストはない。

## (参考)コントラストの簡易的な測定方法

### 方法1. カメラのモノトーンを利用する

- カメラのモノトーンで撮影すると、コントラストの有無を簡易的に確認することができる



### 方法2. 測色ツールを利用する

- 市販の測色ツールを用いて、実際の素材のLRV値を簡易的に確認することができる(測定器は認知症支援課で貸出可能)



## コントラスト:組み合わせの例 1

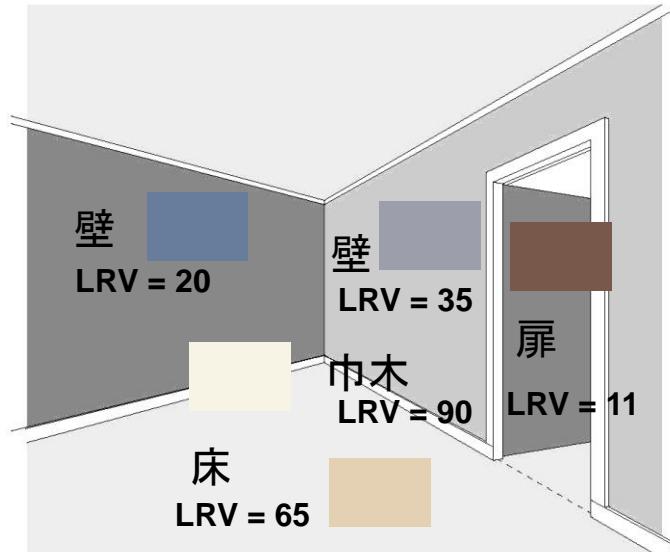
### 組み合わせの例

(単位:LRV)

床	壁	巾木	扉
① とても明るい色 (例、LRV:88)	66	36	5
	7	32	63
② 明るい色 (例、LRV:65)	90	35	10
	35	90	11
③ 中間色 (例、LRV:32)	64	90	11
	5	65	90
④ 暗い色 (例、LRV:11)	76	90	46
	43	90	77

※ これらはあくまでもコントラストの組み合わせ例として示しています。  
実際には入手可能な色から組み合わせを考えていくことになりますので、  
この数値の通りにする必要はありません。

例、②床が明るい色の場合



写真上のように腰壁を利用してコントラストの組み合わせを保つこともできる

## コントラスト:組み合わせの例 2

コラム

### 図色と地色の明度対比の例

サインの図色と地色に、下図に示す程度の明度の対比を持たせると容易に識別しやすいです。

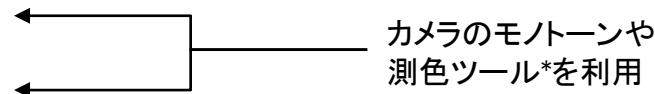
The diagram illustrates the relationship between figure color and background color brightness levels. It features two columns of icons. The left column shows icons where the figure is white against various background shades (N1 to N9.5). The right column shows icons where the figure is dark grey against various background shades (N4 to N1). A horizontal bar at the top indicates '地色の明度' (Background Brightness) with levels N1, N2, N3, and N4. A vertical bar on the left indicates '図色の明度' (Figure Brightness) with levels N9.5, N9, N8, and N7. A vertical bar on the right indicates '図色の明度' (Figure Brightness) with levels N4, N3, N2, and N1. Below the icons, a horizontal bar at the bottom indicates '地色の明度' (Background Brightness) with levels N7, N8, N9, and N9.5.

出典：国土交通省「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3年版」2021年  
国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン  
(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)(令和4年3月版)」2022年

# 色の選定の流れ

## 色選定の流れ

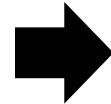
1. コントラストの組み合わせを検討し、それぞれの要素(床や壁など)の明度の方向性を決める
2. 明度の方向性に対応した色候補を検討する
3. 現地にて実際に使用する素材の見本とコントラスト確認
4. 決定



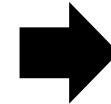
### 1. コントラストの組み合わせ検討例

床の明度をベースにその他の要素を決める場合の3つのステップ

1. 床の明度の方向性を決める
  - 明るい
  - 中間
  - 暗い



2. 床の明度とコントラストがつくように壁、巾木、扉の明度の方向性を決める



3. 他の要素(例えば、手すり、扉の取っ手、家具・什器、サインなど)のコントラストがつくように明度の方向性を決める

## B. サインと目印の活用

ポイント

3

### 読みやすく、わかりやすいサインをつける

文字とピクトグラムを併記する



文字だけでなく簡潔でわかりやすいピクトグラムを併記しましょう。

適切なサイズを設定する



サインが通常見られる距離を考慮し、それに合った適切なサイズのサインにしましょう。

コントラストをつける



背景と図のコントラストをつけ、視認性が高いサインをつくりましょう。

使い慣れた言葉で表示する



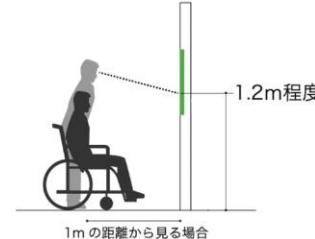
外国語や専門用語などはさけ、普段から使っている言葉で表示しましょう。

ポイント

4

### 適切な場所にサインをつける

見やすい高さに設置する



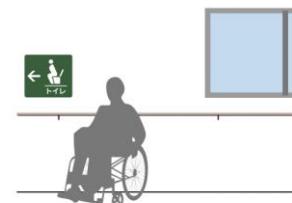
認知症の人を含め、高齢者は前かがみの姿勢になる傾向があります。視線の高さに合わせて床より約1.2メートルの位置にサインを設置しましょう。

見やすい位置に設置する



部屋名サインなどはドアに直接表示し、色彩などで強調しましょう。ドアを開けたままにすることが多い場合はドアの横にも設置します。

誘導サインを設置する



部屋が直接見えない場合や、部屋までの廊下が長い場合は、廊下の分岐点など適切な場所に矢印を利用した誘導サインを設置し、方向を示しましょう。

## サインの種類

移動のスタート地点



案内サイン

移動の分岐地点



誘導サイン

移動の目標地点 必要な地点



記名サイン 制御サイン

案内サイン



施設の入口などで、全体像を把握するためのサインです。施設の地図や利用案内などを表記します。

誘導サイン



部屋や場所の方向を示すサインです。廊下の分岐点などに設置します。

記名サイン



部屋の扉などに設置するサインです。部屋の名称を表記します。

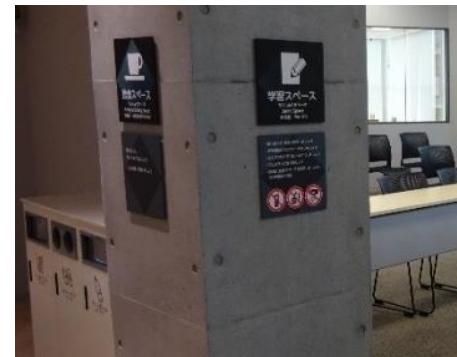
制御サイン



注意や禁止事項を伝えるサインです。ひと目でわかるピクトグラムなどを使います。

## サインの例

### サインの例.



## 評価項目(素案)

評価項目(素案)は、エクセルシートで示す

## R7年改訂版へ導入検討する評価項目案 1

30のポイント		記載表現案	検討事項	参考資料
1	明度のコントラストを強くする	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人、高齢者、視覚弱者(ロービジョン者)等が明確に認識できるように、AとBの色の明度の差を確保したものとすることが望ましい。</li> </ul>	1. どの場所・箇所(A, B)について記載するか。	p59-p62, p69, p70
2	明度のコントラストを弱くする	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人等に配慮し、AとBの色の明度の差がないものとすることが望ましい。</li> </ul>	1. どの場所・箇所(A, B)について記載するか。	p59-p62, p71
3	読みやすく、わかりやすいサインをつける	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内標識は、認知症の人等にわかりやすくするために、文字とピクトグラム・数値等を併記する。</li> </ul>		p63-p65, p72
		<ul style="list-style-type: none"> <li>案内標識の文字とピクトグラムは、認知症の人等に視認性を確保する適切なサイズを設定する。</li> </ul>	1. R7年はここまで情報で、R12年に向けて推奨サイズを検討するか。	p63-p65, p72
		<ul style="list-style-type: none"> <li>案内標識は、認知症の人、高齢者、視覚弱者(ロービジョン者)等が明確に認識できるように、背景とサインの文字やピクトグラムの色の明度の差を確保したものとすることが望ましい。</li> </ul>		p63-p65, p72

## R7年改訂版へ導入検討する評価項目案 2

30のポイント		記載表現案	検討事項	参考資料
4	適切な場所へサインをつける	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等に見やすい高さ(1.2m程度)に、案内標識を設置する。</li> </ul>	1. 高さについて、案内サイン、誘導サイン、記名サインなど案内標識の種類に分けて言及するか。	p63-p65, p72
		<ul style="list-style-type: none"> <li>建物やフロアの入口に案内サイン、通路の分岐点に誘導サイン、トイレ等の目的地に記名サインを設置する。</li> </ul>		p63-p65, p72
5	トイレの扉の表面にサインをつける	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレの入口(扉)面に、文字とピクトグラムで構成される記名サインを設置する。</li> </ul>		p63-p65, p72
		<ul style="list-style-type: none"> <li>色を手がかりとするため、トイレの入口(扉)の色は、色彩などで強調し、建物内で統一した色にする。</li> </ul>		p63-p65, p72
23	トイレはすぐに見える場所に設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人や高齢者等の主な活動場所から、トイレが直接見えるサインが見える、もしくはトイレのサインが見える。</li> </ul>		p62-p64, p72

# ポイント1 明度のコントラストを強くする 日本の各ガイドラインにおけるコントラストの表現

## 例

### 1. 「輝度比が大きいこと等」(①)

- 踏面の端部(段鼻部)とその周囲の部分との輝度比が大きいこと等により、段を容易に識別できるものとする。
- サインの図色と地色の輝度比を大きくすること等により容易に識別できるものとする。
- 見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の輝度比を確保した表示とする。

### 2. 「色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと」(②)

- 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか
- 床及び壁の仕上げ材料は、床面と壁面の境界部分の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その境界を容易に識別できるものとすることが望ましい。
- ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により弱視者(ロービジョン)の操作性に配慮したものであることが望ましい。
- 弱視者(ロービジョン)や色覚多様性のある人等に配慮し、手すりは、手すりと壁との色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。
- スイッチ等及び壁の仕上げ材料等は、スイッチ等と壁の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。

### 3. 「明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)が大きいこと等」(③)

- 手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト\*)が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとすることが望ましい
- ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト\*)が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものであることが望ましい。
- 床面と壁面が同色であるとロービジョン者は通路の縁端が視認できないことがあるため、床面と壁面の下部又は全体の輝度コントラストを確保することにより通路の縁端が明確に認識できるようにする配慮が必要。

## 出典:

- ① 国交省 2024 道路の移動等円滑化に関するガイドライン
- ② 国交省 2021 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和2年改正版
- ③ 国交省 2021 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン旅客施設編

## ポイント1 明度のコントラストを強くする

これまでの日本のガイドラインでのコントラストを強くする場所・箇所は限定的な記載に留まっている

<u>場所・箇所の候補</u>	<u>記載があるガイドライン</u>
<b>【屋内】</b>	
• 床と壁	(ガイドライン②, ③)
• 床と家具(ベンチ、椅子、ベッド、テーブル、棚など)	(ガイドライン②)
• <b>壁と扉(使用する扉)</b>	
• 扉と取っ手	(ガイドライン①)
• 壁と手すり	(ガイドライン②, ③)
• 壁とスイッチ	(ガイドライン②)
• 階段の段鼻	(ガイドライン①, ②, ③)
• <b>サインと背景の下地/壁</b>	
<b>【トイレ】</b>	
• <b>便器と床/壁</b>	
• <b>トイレットペーパーホルダーと壁</b>	
• <b>個室ドア/壁と床</b>	
• 壁と手すり	(ガイドライン②)
<b>【屋外】</b>	
• <b>正面玄関(外側)</b>	
• <b>構造物と地面</b>	

注)

- ( )内は日本のガイドラインで記載があるもの
- 黄色は日本のガイドラインで特に記載がないもの

出典:

- ① 国交省 2024 道路の移動等円滑化に関するガイドライン
- ② 国交省 2021 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和2年改正版
- ③ 国交省 2021 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン旅客施設編

## ポイント2 明度のコントラストを弱くする

これまでの日本のガイドラインでコントラストを弱くすることについてはほとんど触れられていない

### 1. どの場所・箇所について記載するか。

#### 場所・箇所の候補

- 一般利用者に認識して欲しくない扉、例えばスタッフ専用の出入口、事務室、休憩室など
- 隣接する床面

#### 記載があるガイドラインや報告書

(ガイドライン ③)

「誘導動線と直交するような縞状の模様や床色の塗り分けがあると、ロービジョン者は段差と誤認することがあるため、床面の塗色等の際には配慮が必要。」

(報告書 ④)

「床面・ノイズ(視覚的な夾雑物)となる模様を排除する必要がある。特に同一ピッチで配置された縞状の模様はつまづきの原因となるばかりでなく、下り階段付近に配置されていると階段との錯認が生じ、転落などの危険を誘引する可能性があり注意が必要である。」

注)

- ( )内は日本のガイドラインや報告書で記載があるもの
- 黄色は日本のガイドラインで特に記載がないもの

出典:

- ③ 国交省 2021 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインバリアフリー整備ガイドライン旅客施設編
- ④ 交通エコロジー・モビリティ財団(2008)色覚障害者、弱視(ロービジョン)者に対応した サイン環境整備に係る調査研究報告書

ポイント3 読みやすく、わかりやすいサインをつける

ポイント4 適切な場所へサインをつける

ポイント5 トイレの扉の表面にサインをつける

1. サインの基本的な概念を整理したものをコラムとして掲載するはどうか。

- p63の内容のような、案内サイン、誘導サイン、記名サイン、制御サインの整理と配置の考え方

2. どの要素をどの程度、R7年改訂版で導入するか。

- ポイント3 読みやすく、わかりやすいサインをつける

1. 文字とピクトグラムを併記する
2. 適切なサイズを設定する
3. コントラストをつける

- ポイント4 適切な場所へサインをつける

1. 見やすい高さに設置する
2. 扉面に設置する
3. 判断が必要な場所(入口、分岐点、目的の場所)に配置する

- ポイント5 トイレの扉の表面にサインをつける

1. 扉面にサインをつける
2. 建物内で統一した色にする

- ポイント23 トイレはすぐに見える場所に設置する(もしくはサインを見る場所に配置する)